

群労発基 0806 第 7 号
令和 7 年 8 月 6 日

【別記】官公庁の長 殿

群馬労働局長

「令和 7 年度建設業労働災害防止推進月間」における
労働災害防止の取組について（要請）

日頃から、建設業における労働災害防止につきまして、格別の御支援・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 8 年度から群馬県内での建設業における労働災害を減少させるため、建設業労働災害防止協会群馬県支部と当局が主唱して、毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までを「建設業労働災害防止推進月間」を展開しているところですが、本年度も別添「令和 7 年度建設業労働災害防止推進月間実施要綱」に基づき、行政と業界関係者の連携を密にし、安全衛生意識の高揚と自主的活動の促進を図ることとしています。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、公共工事に係る労働災害防止のための指導、助言等につきまして、特段の御協力と御配慮をお願いいたします。

別記

国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長
国土交通省関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所長
国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所長
林野庁 関東森林管理局長
群馬県知事

群労発基 0806 第 7 号
令和 7 年 8 月 6 日

【別記】関係団体の長 殿

群馬労働局長

「令和 7 年度建設業労働災害防止推進月間」における
労働災害防止の取組について（要請）

日頃から、建設業における労働災害防止につきまして、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 8 年度から群馬県内での建設業における労働災害を減少させるため、建設業労働災害防止協会群馬県支部と当局が主唱して、毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までを「建設業労働災害防止推進月間」を展開しているところですが、本年度も別添「令和 7 年度建設業労働災害防止推進月間実施要綱」に基づき、行政と業界関係者の連携を密にし、安全衛生意識の高揚と自主的活動の促進を図ることとしています。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、傘下の関係団体等に周知されること等により、特段の御協力をお願いいたします。

一般社団法人群馬県建設業協会長

一般社団法人群馬県造園建設業協会長

群馬県建築業組合連合会長

群馬県解体工事業協会

別添

令和 7 年度建設業労働災害防止推進月間実施要綱

1 趣 旨

群馬県内における令和 6 年の全産業の休業 4 日以上之死傷災害は、前年より 50 件（1.9%）増加の 2,646 件（*）となり、また、死亡災害は前年より 1 件減少の 16 件となりました。（* 新型コロナウイルス感染症を除く）

建設業では、休業見込み 4 日以上之死傷災害は、前年より 45 件（18%）減少の 205 件となり、そのうち死亡災害も 3 件減少の 6 件となり、災害防止の取組みに一定の成果が見られました。

死傷災害における事故の型別では、「墜落・転落」災害が 66 件（32.2%）、「転倒」災害が 30 件（14.6%）、「はさまれ・巻き込まれ」災害が 22 件（10.7%）と 3 つの型で全体の 57.6%を占めています。

死亡災害の発生内容を見ると、高所からの墜落、解体中の屋根の崩壊、重機作業における挟まれ、電力設備内での感電であり、従来からの典型的な災害と言えます。

このような状況を踏まえ、本年度も 9 月を「建設業労働災害防止推進月間」と定め、群馬県下一斉に各種取組を展開するとともに、確実に労働災害を減少させるための取組を徹底する必要があります。

本月間を業界全体で、「労働災害対策待ったなし！原点に立ち返って安全対策の見直しを！」を実践し、災害撲滅の取組を展開しましょう。

2 期 間 令和 7 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで

3 主唱者 群馬労働局、建設業労働災害防止協会 群馬県支部

4 実施者 各事業場（建設工事現場）

5 主唱者の実施事項

- （1）「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- （2）建設業における総合的労働災害防止対策の推進
- （3）元方事業者による建設現場安全管理指針の普及促進
- （4）労働災害防止大会の開催、安全表彰の実施
- （5）リスクアセスメントの導入促進
- （6）建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- （7）建設工事現場安全パトロールの実施
- （8）改正安衛則（足場関係）、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知
- （9）「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進
- （10）規格に適合した墜落制止用器具の安全な使用の啓発
- （11）メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の推進
- （12）「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知

- (13) 化学物質による健康防止対策の周知啓発
- (14) 事業場の実施事項についての指導援助

6 事業場の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (3) 工事現場における安全衛生自主点検の実施
- (4) リスクアセスメントの実施
- (5) 安全施工サイクル活動の実施
- (6) 基本的な労働災害防止対策の徹底
 - ア 重機移動、旋回時の安全確保
 - イ 始業前の作業個所の状況確認
 - ウ クレーン作業時の合図の確認
 - エ 脚立からの転落・落下災害に注意
 - オ 安全通路の確保
 - カ 墜落制止用器具の使用前点検と完全着用
 - キ 仮囲い等、仮設機材の点検
 - ク 資材風散養生の徹底
 - ケ 第三者災害の防止
 - コ 通勤時の安全運転励行
- (7) 作業者の安全意識の高揚
 - ア 「安全確認再確認運動：いそがない・あせらない・おこたらない」の実施
 - イ ヒヤリ・ハット事例、災害事例の分析、検討
 - ウ 危険予知活動の実施
 - エ 安全改善提案制度の導入
 - オ 優良労働者・職長の顕彰の実施
 - カ 安全衛生教育の実施
- (8) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - (「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の活用)
- (9) 交通労働災害（交通誘導時含む）防止活動の実施
- (10) 暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- (11) 創意工夫による自主的な安全衛生活動の実施

7 公共工事発注機関の実施事項

- (1) 発注工事に係る災害防止のための指導
- (2) 建設工事現場安全パトロール等の実施
- (3) 現場監督員に対する安全衛生教育
- (4) 事業場の実施事項についての指導援助

令和7年度建設業労働災害防止推進月間を迎えるに当たって

～ 主唱者メッセージ ～

建設業に携わる関係者の皆様には、社会資本の担い手や地域の守り手として、安全第一で日々の業務に御精励いただいていることに敬意を表します。

さて、本月間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、関係各位の御支援・御協力を得て、平成8年度から、県下全域で9月1日から30日までの間、死亡・重大災害ゼロを期す取組として展開しています。

建設業における労働災害は長期的には減少しており、令和6年は過去最少を達成したところですが、作業者の高年齢化や、建設技能労働者の減少など、建設業を取り巻く環境は厳しく、未熟練労働者の労働災害は増加の傾向にあります。

建設業労働災害防止協会群馬県支部では群馬県建設業協会と連携して、安全ポスター「労働災害対策、待ったなし！」の継続作成や現場パトロール、研修会の開催など会員の安全意識高揚に取り組んでおりますが、重篤な負傷につながる可能性のある高所からの「墜落・転落」、重機が伴う「挟まれ・巻き込まれ」等の災害の割合は依然と高い状況となっております。

労働災害を防止するためには、事業者および建設現場で働く労働者一人ひとりが、安全に対する意識を持つことや危険を危険と感ずることを理解することに加え、安全基準や作業手順などの基本的なルールを守り、現場の4S活動の推進による職場環境の向上、職長や各種有資格者に対する教育など、事業場全員で自主的な安全衛生活動に取り組むことが不可欠です。

つきましては、本月間を契機に安全衛生管理の重要性を再認識していただき、月間中は、より一層安全衛生活動を展開していただきますよう、皆様の御支援と御協力をお願いいたします。

厚生労働省 群馬労働局長 **上野 康博**

建設業労働災害防止協会 群馬県支部長 **青柳 剛**